

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	447,120,000	平成30年7月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
2	平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	7,128,000	平成30年7月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
3	安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区 西区	三菱重工機械システム(株)	75,600,000	平成30年7月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
4	柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕	09D:機械器具設置工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株)	65,880,000	平成30年7月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
5	平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)マコト電気	3,348,000	平成30年7月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
6	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	4,320,000	平成30年7月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
7	阿倍野第2住宅(0・2号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	阿倍野区	(株)日立ビルシステム	91,800,000	平成30年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
8	諸口南住宅(1~5号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区	フジテック(株)	139,320,000	平成30年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
9	舞洲スラッジセンター高分子注入ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	兵神装備(株)	3,348,000	平成30年7月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
10	平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)産機テクノサービス	12,960,000	平成30年7月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
11	平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング	11,340,000	平成30年7月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
12	井高野第6住宅(14~16号館)外3住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区 鶴見区 平野区	三精テクノロジーズ(株)	183,600,000	平成30年7月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
13	喜連第2住宅(3号館)外2住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野区 住吉区	東芝エレベータ(株)	62,640,000	平成30年7月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
14	杉本住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉区 東淀川区 平野区	日本エレベーター製造(株)	99,360,000	平成30年8月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
15	湊町リバープレイス空調自動制御設備整備工事	04:電気工事	浪速区	アズビル(株)	25,380,000	平成30年8月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪市中央卸売市場本場中央監視設備 監視端末改良工事	10:電気通信工事	福島区	NECネットスアイ (株)	10,530,000	平成30年8月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
17	大阪市教育センター空気調和機改修工 事	05:給排水衛生冷暖 房工事	港区	木村工機(株)	8,348,400	平成30年8月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
18	大淀配水場3号配水池1350mm制水弁 扉修繕工事	09B:上下水道施設 工事	北区	(株)栗本鐵工所	9,396,000	平成30年8月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
19	舞洲スラッジセンター排ガス処理設備外 補修工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	メタウォーター(株)	542,160,000	平成30年8月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
20	大阪市役所本庁舎議場天井改修照明設 備改修工事-2	04:電気工事	北区	パナソニックESエンジ アリング(株)	20,628,000	平成30年8月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
21	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その1)	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	三菱電機プラントエン ジニアリング(株)	58,860,000	平成30年8月20日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
22	総合水運用システム追加整備工事(その 3)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区外	(株)日立製作所	343,440,000	平成30年8月23日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
23	舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	ラサ商事(株)	4,428,000	平成30年8月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
24	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その3)	09D:機械器具設置 工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	2,224,800	平成30年8月24日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
25	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟直 流電源設備改良工事	04:電気工事	福島区	古河電池(株)	17,280,000	平成30年8月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
26	柴島浄水場第3凝集沈でん池緩速攪拌 設備外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	住友重機械エンパイロ メント(株)	50,220,000	平成30年8月29日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
27	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修 繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	巴工業(株)	49,140,000	平成30年8月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
28	扇町公園事務所別棟2階会議室空調機 修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	城陽ダイキン空調(株)	5,200,000	平成30年9月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
29	咲洲トンネル換気設備修繕	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)日立製作所	20,520,000	平成30年9月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
30	北区保健福祉センター空気調和機冷温 水コイル取替他修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	三菱重工冷熱(株)	2,538,000	平成30年9月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)産機テクノサービス	42,120,000	平成30年9月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
32	舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)荏原製作所	10,778,400	平成30年9月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
33	舞洲スラッジセンター分離液前処理用除塵機修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)西原環境	8,316,000	平成30年9月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
34	長居障がい者スポーツセンター屋上防水改修工事	11B:防水工事	東住吉区	(株)松下克商店	4,104,000	平成30年9月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K9	-
35	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	月島テクノメンテサービス(株)	103,680,000	平成30年9月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
36	中之島公園噴水制御盤修繕	04:電気工事	北区	(株)下平電機製作所	3,672,000	平成30年9月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
37	湊町リバープレイス エアハンドリングユニット及びファンコイルユニット修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	浪速区	新晃アトモス(株)	30,240,000	平成30年9月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
38	庭窪浄水場回転速度制御装置整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)産機テクノサービス	21,600,000	平成30年9月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
39	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株)	20,520,000	平成30年9月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
40	咲洲配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)明電エンジニアリング	20,196,000	平成30年9月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
41	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株)	161,784,000	平成30年9月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
42	天王寺動物公園事務所詰所空調機器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	天王寺区	日立空調関西(株)	4,320,000	平成30年9月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
43	長居配水場自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東住吉区	東芝インフラシステムズ(株)	25,380,000	平成30年9月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
44	豊野浄水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	メタウォーター(株)	5,184,000	平成30年9月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
45	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラシステムズ(株)	80,352,000	平成30年9月21日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立製作所	100,440,000	平成30年9月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
47	咲洲キャナル雨水ポンプ場監視制御設備改良工事	10:電気通信工事	住之江区	(株)日立製作所	54,000,000	平成30年9月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
48	大正複合施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	大正区	フジテック(株)	15,120,000	平成30年9月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
49	柴島浄水場外1か所配水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 外	(株)日立製作所	110,700,000	平成30年9月27日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項 第2号	K6	-
50	柴島浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	113,400,000	平成30年9月27日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項 第2号	K6	-
51	巽配水場自家発電設備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区	新潟原動機(株)	16,200,000	平成30年9月27日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項 第2号	K6	-
52	鶴見緑地(咲くやこの花館)熱源設備オン発生装置改修工事	09D:機械器具設置工事	鶴見区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	13,456,800	平成30年9月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
53	新木津川大橋外2か所道路情報板設備気象観測装置改良工事	10:電気通信工事	港、此花、大正、住之江	コイト電工(株)	41,040,000	平成30年9月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
54	大阪市中央卸売市場南港市場冷却設備改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	11,988,000	平成30年9月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

## 随意契約理由書

- 1 工事名称 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事
- 2 契約相手方 月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体
- 3 随意契約理由

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝(東芝インフラシステムズ(株))」は(株)東芝の事業継承会社であり本件に必要となる技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備 (株)
- 3 随意契約理由 今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥機に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているため修繕するものである。  
本ケーキ移送ポンプは兵神装備 (株) が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、また取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本修繕を行えるのは兵神装備 (株) のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課  
(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

### 3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕

### 2 契約の相手方

荏原実業（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は荏原実業（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

### 2 契約の相手方

(株) マコト電気

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取替え、修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替え部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

阿倍野第2住宅(0・2号館)外1住宅昇降機設備改修工事

## 2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

## 3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

諸口南住宅(1~5号館)昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

フジテック(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

1 修繕名称:

舞洲スラッジセンター高分子注入ポンプ修繕

2 契約相手方:

兵神装備㈱

3 随意契約理由:

今回、修繕を実施する高分子注入ポンプは、遠心脱水機に高分子凝集剤を注入するための設備である。

本修繕はこれらのポンプの回転部分等が長時間の運転により、磨耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備㈱が設計製作したもので、取替部品においては、他社では制作しておらず独自に設計した技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

4 根拠法令:

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号:06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉計装設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

井高野第6住宅(14~16号館)外3住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

喜連第2住宅(3号館)外2住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要がある、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

杉本住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

湊町リバープレイス空調自動制御設備整備工事

### 2 契約の相手方

アズビル(株)

### 3 随意契約理由

本整備工事は、アズビル(株)の製作及び施工により、湊町リバープレイスに設置された空調自動制御設備の更新を行うものである。

当該設備については、アズビル(株)が製作及び施工したものであり、施設の維持管理における定期点検についても同社が実施している。修繕にあたっては、自動制御設備及び制御盤の構成や整合性など同社が保有する知識及び技術力が不可欠である。

また、制御盤は、既設部分と密接不可分の関係にあり、制御盤の動作の確実性・安全性、既存部品との円滑な動作状況を担保し責任施工の一体化を図るためにも、本設備の施工業者であるアズビル(株)と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ（電話番号 06-6208-9433）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場中央監視設備監視端末改良工事

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ(株)

3 随意契約理由

当該設備は、受変電設備、照明設備、給排気及び空調設備、防災設備等を常に監視、制御、発停等を行う設備であり、中央監視室のコンピュータと場内に設置された伝送制御装置等の通信により多数の設備を監視するものである。

当該設備の工事・修繕にあたっては製造業者の純正部品が必要であり、かつハード及びソフトについての技術情報が不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である日本電気(株)のみが有している。また、本設備を製造及び点検整備の両面から一体的に施工させることにより、責任の一元化を図ることができる。

今回工事は、耐用年数を超過し不具合が生じている中央監視室の制御用及び操作用コンピュータを更新するものである。ソフトウェアや伝送制御装置等はそのまま使用するため、唯一技術情報を所有する当該業者が施工する必要がある。

なお日本電気(株)は、ビル管理システム事業全般を同社の系列会社であるNEC ネットエスアイ(株)に移管しているため、本工事が施行可能な業者は、NEC ネットエスアイ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市教育センター空気調和機改修工事

### 2 契約の相手方

木村工機（株）

### 3 随意契約理由

本空気調和機設備は、木村工機株式会社が製造・設置したものであり、設置後34年が経過しており、設備を構成する部品の劣化が激しく交換が必要な状況である。特に地下1階機械室に設置している空気調和機（2台）のコイル配管やコイル受けアングルが著しく腐食しており、このまま放置すると機内の重要な部品であるファンやモーターなどが落下し空調管理ができなくなる恐れがあり、各施設の運営に重大な支障をきたすことから、本設備の改修工事を行う必要がある。

本改修工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換の必要な部品の調達かつ交換に伴う改修工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施行責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから同業者と契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市教育センター（電話番号 06-6572-0263）

## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

大淀配水場 3 号配水池 1350mm 制水弁扉修繕工事

## 2. 契約相手方

(株)栗本鐵工所

## 3. 随意契約理由

本工事は、大淀配水場 3 号配水池に設置している流入管用制水弁扉で確認されている不具合（部品の破損）に対し、部品交換等の工事を行うものである。

当該制水弁扉は、(株)栗本鐵工所が独自に設計、製作したものであり、本工事とその後の動作確認・機能保証を行うには制水弁扉の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となるため、(株)栗本鐵工所以外では工事を行うことができない。

また他の業者が本工事を履行し、制水弁扉に障害が発生した場合、その原因が制水弁扉固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、本工事の一貫した責任と性能について保証を持たせ、かつ部品の調達及び工事を行うことが可能であるのは(株)栗本鐵工所が唯一の業者となる。

よって、上記業者と契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2353）

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

舞洲スラッジセンター排ガス処理設備外補修工事

## 2 契約相手方

メタウォーター（株）

## 3 随意契約理由

今回補修工事を行う排ガス処理設備、熱回収設備、飛灰処理設備及びユーティリティ設備は、舞洲スラッジセンターの脱水ケーキを熔融処理するための汚泥熔融炉施設を構成する設備である。

現在、1号及び4号炉汚泥熔融炉施設において、各設備の構成機器が著しく損傷し、運転に支障を来している。

本設備が稼働しなければ、脱水ケーキを熔融処理することができないことから、円滑な汚泥処理を行うために補修する必要がある。

本設備は、メタウォーター（株）が設計製作及び施工したものであり、多くの機器及び補機類で構成されており、各設備を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要である。また、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本補修工事ができる業者はメタウォーター（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市役所本庁舎議場天井改修照明設備改修工事-2

### 2 契約の相手方

パナソニックESエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、大阪市役所本庁舎議場に設置された照明設備であるシャンデリアのLED化に伴う器具内部の改修、配光・試験調整等を行うものである。

通常、照明器具を新たに取替えLED化を行うものであるが、意匠上類似した既製品がなく、特注品となり費用が高くなるため、灯具を再利用のうえ器具内部の改修を行いLED化を図ることにより費用を抑え、工事期間の短縮も図れる。

当該器具については、松下電工(株)が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する当該器具の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、既存器具と同様な配光を保つことができ、工事着手前と同様に復元することができる。

上記業者以外に施工させた場合、シャンデリアの使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、松下電工(株)から照明設備に関する事業を引き継いでいるパナソニックESエンジニアリング(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課(設備グループ) (電話番号 06-6208-9378)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その1）

## 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該中オゾン設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

総合水運用システム追加整備工事（その3）

## 2 契約の相手方

（株）日立製作所

## 3 随意契約理由

総合水運用システムは、柴島浄水場において全ての浄配水施設を一元管理することを目的として導入したシステムであり、本工事において一元管理に必要となる視覚監視機能の追加整備を行うものである。

総合水運用システムは、（株）日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、本工事で設置する機器は、総合水運用システムと一体となって機能を発揮するものであることから、総合水運用システムの製造業者である（株）日立製作所でなければ製作することができない。

また、総合水運用システムの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である（株）日立製作所以外では改造を行うことができない。また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは（株）日立製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプであり、舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工㈱が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である大平洋機工㈱から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事㈱のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その3）

## 2 契約の相手方

（株）マコト電気

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、（株）堀場製作所は、平成29年1月の会社分割により当該水質計器を含む水質計測に関する事業を（株）堀場アドバンスドテクノに承継された。本修繕が履行可能な業者は、（株）堀場アドバンスドテクノより保有業務移管された（株）マコト電気のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟直流電源設備改良工事

### 2 契約の相手方

古河電池(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、現在稼働中の直流電源設備の一部である整流器部品及び蓄電池の取替、及びそれに伴う試験調整を行うものである。

本設備は、停電時における業務管理棟の非常照明確保や受変電設備の操作や制御を行うものであり、非常時の市場運営に支障をきたさないための重要かつ不可欠な設備である。

本工事は、本設備のうち直流電源盤を引き続き利用し、整流器部品及び蓄電池のみ取替を行うものであるが、既存設備の設計・製作者は古河電池(株)であり、施工にあたっては既設設備の構造、規格及び構成部品に精通していることが不可欠である。

また、設計・製作者が工事を行うことにより、本工事及び当該設備の動作・保全に対して一貫した責任を持たせることができるが、設計・製作者以外に施工させた場合、既存設備との関係でトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本工事が施行可能な業者は古河電池(株)のみであるため、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場第3凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕

## 2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している第3凝集沈でん池緩速攪拌設備外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、住友重機械工業（株）は水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に住友重機械エンバイロメント（株）に事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（電話番号：06-6460-2830）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

扇町公園事務所別棟 2 階会議室空調機修繕

## 2 契約の相手方

城陽ダイキン空調 (株)

## 3 随意契約理由

扇町公園事務所別棟 2 階会議室に設置している空調機が経年劣化等により故障し作動せず、適切な室温調整や空気循環が行われないため、業務に適した環境が維持できなくなることから部品交換等をするものである。

本設備はダイキン工業 (株) (以下、「製作会社」という。) 製であり、取扱部品も他社では製造していない。このため、今回の不具合において、製作会社に部品交換等ができるかを確認したところ、これまでは製作会社で修繕を行ってきたが、空調機の経年化に伴い、本設備の部品の取置きがなくなったため対応不可能との回答があった。

ただし、近畿圏において製作会社の修繕保守サービス部門を受け持つ上記業者においては部品の取置きがあることから修繕対応が可能であり、現在、近畿圏内で本設備の部品を取り扱っているのは上記業者のみとのことであった。

また、制作会社に修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、この条件で履行可能な業者は、製作会社製品の修繕保守サービス部門を受け持つ上記業者のみであることから、上記業者との随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所  
(電話番号 06 - 6312 - 8121 )

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

咲洲トンネル換気設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、咲洲トンネルに設置の換気設備であるジェットファンを工場にて分解整備し、主要部品の交換ならびに運転試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕のジェットファンはトンネル内に充満した排気ガス等を排風機にて排気する際に、トンネル内の圧力を適正に保つために設置されたもので、安全に車輛が通行するうえで重要な設備であると共に、火災時の排煙運転にも対応するものである。当該設備が運転できなければ、トンネル内の空気環境を良好に保てないだけでなく、火災時に排煙運転が行えないことで、人命に関わる事故にも繋がりがねない。

当該機器は三菱重工業(株)により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、同一規格で品質管理が十分に行われた純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。また、分解整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、当該機器を設計・製作し、構造を熟知した三菱重工業(株)から当該設備のアフターサービス業務を譲渡された(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

北区保健福祉センター空気調和機冷温水コイル取替他修繕

## 2 契約の相手方

三菱重工冷熱㈱

## 3 随意契約理由

本修繕は、北区保健福祉センター2階機械室内に設置されている㈱東洋製作所製の空気調和機の冷温水コイル等の修繕を行うものである。

冷温水コイルは、空気調和機設備の主要な部品であり、その取替・整備にあたっては同社の専門知識及び技術が不可欠であり、取替に必要な部品類も同社のみが製造している。

また、当該作業で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

こうしたことから、本件業務は、㈱東洋製作所しか実施し得ないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものであることから、平成27年7月1日に㈱東洋製作所と統合した三菱重工冷熱㈱を特名とする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

北区役所総務課（電話番号 06-6313-9625）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備（受変電設備、計装設備及び監視制御設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕

2 契約相手方： ㈱荏原製作所

3 随意契約理由：

今回修繕する送排風機は、舞洲スラッジセンターの設備機械室等の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重要な設備である。

各種送排風機のモーター軸受部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

また、各種ポンプにおいても、回転部品等が長時間の運転により、著しく摩耗、損耗しているため修繕するものである。

本設備は、(株) 荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である㈱荏原製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

舞洲スラッジセンター分離液前処理用除塵機修繕

## 2 契約の相手方

(株)西原環境

## 3 随意契約理由

今回、修繕を実施する分離液前処理用除塵機は、脱水分離液のし渣をスクリーンで除去する設備である。脱水分離液のし渣を除去しなければ、原水予熱器の目詰まり等が発生させ、脱水分離液処理設備の運転に支障が生じるため、修繕する必要がある。

本修繕は、分離液前処理用除塵機の回転部分等が長時間の運転により、著しく摩耗、破損しているため修繕を行うものである。

本設備機器は、(株)西原環境が設計製作したものであり、構成部品の取替および試運転調整には、同社のみが保有する取替調整の技術が必要であるだけでなく、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせるため、上記業者に随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (06-6460-2830)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
長居障がい者スポーツセンター屋上防水改修工事
- 2 契約の相手方  
(株) 松下克商店

## 3 随意契約理由

## 【現状までの経過】

平成 30 年 7 月 6 日頃から続いた記録的豪雨の影響により、長居障がい者スポーツセンター本館 2 階ホール附近の天井から複数個所雨漏りが発生、7 月 9 日に東側通路の天井ボードが約 2 メートル四方に渡ってはく離し落下した。

落下した天井ボードは雨水を含んでおり、重さは約 61 キログラムあったが、開館前であったため、けが人等はなかった。(平成 30 年 7 月 9 日 14 時報道発表)

現在、長居障がい者スポーツセンターでは、2 階ホール附近を立入禁止エリアとしている。

## 【天井の状態】

落下した天井ボード附近の天井には雨染みが複数個所みられ、天井ボードは床方向に向かって膨らみ変形し、触手では水分を含んで柔らかくなった状態が確認された。

本施設における指定管理者において、建築物及び附属設備の法定点検等を委託しており、当該委託業者の関連業者（防水工事の建設業許可を有している。※市入札参加資格登録なし、府入札参加資格あり）が今回、緊急対応として実施した調査結果では、天井ボードは水分が浸透していくにつれて強度が弱くなり、水分が乾いたとしても当初の強度を保持できない可能性が高い。完全に乾くまでには数日を要すると考えられることから、数日間は落下の危険性がある。なお、乾いたとしても一度水を含んで膨張した素材は当初の強度が損なわれているため、水も含みやすく同じようなことが今後起こった場合は、早期に落下する危険性がある。

また、今回は天井ボードに埋め込んでいる照明器具類の配線から漏電は見受けられなかったが、建物の老朽化が激しいため、雨水は照明器具の配線パイプの隙間を伝って進入している可能性もあるとのことで、いつ漏電が起こってもおかしくない状況である。

また、今後の雨により、今回雨染みが確認された箇所以外にも影響が出る可能性が高いことから、継続して警戒する必要がある。

## 【屋上防水シートの状況】

長居障がい者スポーツセンターは築後 44 年が経過しており、施設全体が老朽化、雨足がひどい時は屋上の集水箇所附近に位置する天井に雨漏りが発生する場合があります、これまでも屋上防水シートの補修を複数回実施してきたところであるが、今回の豪雨以前は、運営に特段の支障はなかった。

しかし、調査の結果によると、今回の豪雨により、屋上防水シート全体に渡って損傷している可能性があり、その損傷箇所を特定するのは、基本的に目で見て判断することは難しい状況であると言われている。

## 【応急処置】

落下した天井ボード及び水を含んだ周辺の天井ボードの応急処置としては、はく離落下の可能性のある天井ボードを剥がすなど、センター職員により応急的に処置できることを行ったに過ぎず、今般の事故の再発を防止するための処置には至っていない。したがって、危険性がある付近は現在立入禁止エリアとしているところである。

なお、立入禁止エリアについては、近日中に強度が弱くなっている可能性がある天井ボードを剥がしたうえで、天井に異常箇所がないか点検を行ったあと、シートによる簡易復旧を施し、立入禁止エリアを開放する方向であり、屋上防水工事が完了後に本復旧を行う。

#### 【急がれる対応】

既述のとおり、調査の結果からは、屋上防水シート全体に渡って損傷している可能性があり、基本的に損傷箇所を目で見て判断することは非常に難しいと言われている。

また、雨水の進入ルートの特定は極めて困難であるが、原因は屋上防水シートの劣化損傷であることは間違いないと断定している。

なお、本館北側を一体的に覆っている屋上防水シートの損傷について、専門業者は、雨漏りの進入経路を特定し一部のみを張替えたり、一時的にブルーシートなどで雨漏りを防ぐなどの対策を行ったとしても、雨水の進入経路を確実に塞げる保証はないばかりでなく、今後同等の記録的な大雨が降った場合には、別の経路から進入する可能性も高いため、さらに進入経路の特定が難しいとの見解である。さらにこのまま放っておくと、建物の老朽化から考えて漏電による二次災害の危険性や、1階にも雨漏りの影響が現れる可能性もあるとのことである。

したがって、屋上防水シートを一体的に改修すること以外に、雨漏りを阻止する方法はないとの結論であり、昨今の気象状況から、ゲリラ豪雨、大型台風、秋雨時期に備え、一刻も早く改修する必要がある。

なお、今回緊急に行う仮復旧工事としては、本館北側の屋上防水シートを一体的に改修するところまでであり、その後、本復旧工事として、2階ホール天井の張替え並びに照明器具及び放送設備の点検を完了させ、利用者が安全快適にセンターを利用できる状態にしていく。

#### 【センターの運営】

センターの運営にあたっては、2階ホールはプールや体育室の応援スペースに通じているが、施設を利用する障がい者に同行する支援者は安全面の観点から、応援スペースを活用し見守りなどを行っている場合も多く、障がい者の支援をするうえで大切なスペースが長期間使用できなくなるのは、支援者、利用者ともに不安であり精神的負担も大きい。

また、改修工事が終了するまでの期間、仮に長居障がい者スポーツセンターを休館とした場合、年間約38万人（一月当たり約3万2千人）の利用者に影響が出ることになるが、単に舞洲障がい者スポーツセンターに利用者が流れることは、これまでの傾向からほとんど考えられないため、これをきっかけに障がい者の身体機能の向上や社会参加の機会が奪われることになってしまうことは避けなければならない。

また、これから夏休み期間を迎えるにあたり、スポーツセンターを利用する方も多く見込まれ、障がい者スポーツを振興する観点からも、長期間にわたり休館することはできない。

以上により、施設および施設利用者の安全面等を早急に確保する必要があり、緊急で本館北側の屋上防水改修工事を行うことから、当局で比較見積もりを行い、最安値を提示した業者(株) 松下克商店と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するものとし、随意契約により契約を実施する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ (電話番号 06-6208-8075)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

## 2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は月島機械（株）より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

中之島公園噴水制御盤修繕

## 2 契約相手方

(株) 下平電機製作所

## 3 随意契約理由

本修繕の噴水制御盤は、中之島公園に設置している噴水装置の運転を担っているものであり、運転にはシーケンスプログラム機器をはじめ、インバーター機器、風速計機器等各機器との連動を運転条件としている複雑な機器構成となっている現在、機器の故障及び経年劣化等の原因により運転制御に支障をきたしているため、構成機器の修繕を行うものである。

また、本設備は(株)下平電機製作所が製作したもので、老朽化、故障した機器の取替には、既設設備の構成及び取替え機器の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、修繕後の性能についての一貫した責任を明確にできるのは、製作会社である(株)下平電機製作所のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 企画部 工務課 道路公園設備担当

(電話番号06-6615-7261)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

湊町リバープレイス エアハンドリングユニット及びファンコイルユニット修繕

### 2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、新晃アトモス(株)の製作及び施工により、湊町リバープレイスに設置された空気調和機4台の部品交換を行うものである。

当該設備については、新晃アトモス(株)が製作及び施工したものであり、施設の維持管理における定期点検についても同社が実施している。修繕にあたっては、エアハンドリングユニット及びファンコイルユニットの構成や整合性など同社が保有する知識及び技術力が不可欠である。

また、エアハンドリングユニット及びファンコイルユニットの動作の確実性・安全性、既存部品との円滑な動作状況を担保し責任施工の一体化を図るためにも、本設備の施工業者である新晃アトモス(株)と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ(電話番号06-6208-9433)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

庭窪浄水場回転速度制御装置整備修繕

## 2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

## 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場取送水ポンプ場に設置している回転速度制御装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

## 2 契約の相手方

理水化学㈱

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学㈱が独自に設計、製作したものであり、整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

咲洲配水場自家発電設備整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

### 3 随意契約理由

本修繕は、咲洲配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備改良工事

## 2 契約相手方

東芝インフラシステムズ (株)

## 3 随意契約理由：

本工事は、舞洲スラッジセンターにある溶融炉系電気設備を改良するものである。

本工事で改良する既設制御設備・既設配電盤は、(株) 東芝が設計製作したものであり、電気設備を動作させるソフトウェアは、制作会社独自のプログラム言語で製作されており、電気設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。

また、電気設備を改良するに当たっては、プラント設備としてのシステム検証が必要であり、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、本工事を施工出来るのは(株) 東芝のみである。

なお、(株) 東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門に権利義務を東芝電機サービス (株) に継承し、同日の平成 29 年 7 月 1 日で東芝インフラシステム (株) に社名変更を行っている。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物公園事務所 詰所空調機器修繕

2 契約の相手方

日立空調関西（株）

3 随意契約理由

本業務は、天王寺動物公園事務所詰所内に設置されている空調機器の修繕である。

現在、室内機の故障により十分な空調機能を果たせていない状況であり、業務に適した環境の維持管理ができておらず、また、各部品等の交換時期にもなっていることから、修繕をする必要がある。

本空調機器は、（株）日立製作所（現在の日立ジョンソンコントロールズ空調(株)）が設計製作したものであり、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、製作会社の製品の保守メンテナンス会社である日立空調関西（株）に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所（管理課）

（電話番号06-6771-8404）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

長居配水場自家発電設備整備修繕

## 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ (株)

## 3 随意契約理由

本整備修繕は、長居配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本整備修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、(株)東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が平成29年7月1日に東芝電機サービス(株)に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス(株)から東芝インフラシステムズ(株)に社名変更をされた。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

豊野浄水場高圧電動機整備修繕

## 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場に設置している表洗ポンプ2号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

富士電機（株）は、平成15年10月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ（株）で行っており、平成19年4月の分社化により当該電動機設備に関する事業を富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されている。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

## 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューションズ社が平成29年7月1日に東芝電機サービス（株）に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更をされた。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲スラッジセンター脱水系電気設備改良工事

## 2 契約相手方

(株) 日立製作所

## 3 随意契約理由：

本工事は、舞洲スラッジセンターにある脱水系電気設備を改良するものである。

本工事で改良する既設脱水系電気設備は、(株) 日立製作所が設計製作したものであり、電気設備を動作させるソフトウェアは、製作会社独自のプログラム言語で製作されており、電気設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。

また、電気設備を改良するに当たっては、プラント設備としてのシステム検証が必要であり、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、本工事を施工できるのは(株) 日立製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

咲洲キャナル雨水ポンプ場監視制御設備改良工事

### 2 契約の相手方

(株)日立製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、咲洲キャナル雨水ポンプ場に設置されている排水ポンプを自動制御している監視設備の改良を行うものである。

咲洲キャナル雨水ポンプ場は、雨水等の流入により変動する咲洲キャナルの水位を適正に保つための排水設備であり、本改良を行う監視設備は、その排水設備を運河の水位、降雨強度、時刻等により自動制御を行うための設備である。

当該監視設備は、自動制御盤及び監視端末などから構成される設備であり、製造業者である上記業者が独自の技術を用いて構築しており、また、監視制御設備の改良に伴い施工中においても咲洲キャナルの監視に影響を及ぼさず、施工時の機能や安全性を確保し、降雨等による増水でも確実な稼働を行うためには、本設備と共用している他の設備との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の製造から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である(株)日立製作所と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9091)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大正複合施設昇降機設備改修工事

## 2 契約の相手方

フジテック (株)

## 3 随意契約理由

本昇降機設備は設置後31年が経過しており、設備を構成する部品の劣化が激しく交換が必要な状況である。特に巻上機や制御盤について、劣化が激しく故障が発生すると、昇降機本体が停止し施設利用者の閉じ込め事故が発生する恐れがあり、各施設の運営に支障をきたすことから、経年劣化による部品の取替工事を行う必要がある。

上記業者は、当該設備の製造・設置をした業者であり、安全性の確保並びに製造業者責任と保守責任の一元化のため本業務にあたっては、上記業者のみが設備の機能維持確保を図ることが出来る唯一の業者であることから、同業者と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

教育委員会事務局 大阪市立中央図書館 総務担当  
(電話番号 06-6539-3314)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場外1か所配水ポンプ外整備修繕

## 2 契約の相手方

(株)日立製作所

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場の第1配水ポンプ場に設置している配水ポンプ及び電動機、上系高度浄水処理棟に設置している揚水ポンプ用電動機並びに庭窪浄水場の取送水ポンプ場に設置している送水ポンプ及び電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)日立製作所が独自に設計・施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認及び機能保証を行うには、ポンプ設備の構造や性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕の履行にあたり、稼働中のポンプ設備に障害が発生した場合、水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、ポンプ設備に障害が発生した場合、その原因が当該機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)日立製作所である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場排水処理設備整備修繕

## 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、日本碍子（株）は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を（株）NGK水環境システムズに継承し、さらに、平成20年4月には富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

巽配水場自家発電設備修繕

### 2 契約の相手方

新潟原動機（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、巽配水場に設置している自家発電設備の潤滑油冷却器が故障したため、原動機及び潤滑油冷却器の修繕を行うものである。

当該自家発電設備の原動機及び潤滑油冷却器は、(株)新潟鐵工所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認及び機能保証を行うには、設備の構造や性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が当該機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株)新潟鐵工所の原動機部門の業務を引き継いでいる新潟原動機(株)である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

鶴見緑地（咲くやこの花館）熱源設備オゾン発生装置改修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

鶴見緑地（咲くやこの花館）の熱源設備は、下水処理水の熱を利用したヒートポンプシステムによるエネルギー施設で、地球上の様々な気候帯に生育する植物を栽培展示する同館には欠かせない重要な設備である。

本工事は、熱源設備の性能を長期にわたり良好な状態を維持するため、経年劣化により機能が低下したオゾン発生装置を改修するものである。

熱源設備は三菱電機プラントエンジニアリング(株)の独自技術により設計、製作されたもので、オゾン発生装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の改修にあたって、熱源設備のシステム全体として本来の性能を発揮させるためには製作当初の設計に基づいて行う必要があり、設備全体の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知し、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改修工事を施工できる唯一の業者である三菱電機プラントエンジニアリング(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

新木津川大橋外2ヵ所道路情報板設備気象観測装置改良工事

### 2 契約の相手方

コイト電工(株)

### 3 随意契約理由

新木津川大橋外2ヵ所道路情報板設備は、各橋梁上に設置している気象観測装置等を用いて収集した各橋梁における道路状況の情報や道路管理担当部署が収集した交通状況等の情報を港湾防災センター内に設置している気象監視装置、道路情報主制御機から現地の道路情報板に的確・迅速に表示するものであり、交通渋滞の緩和、走行の安全と円滑化を図るために重要な役割を担っているものである。

本工事は、各橋梁にある気象観測機器の老朽化に伴い設備の健全な稼働を確保するため、気象観測機器及び気象観測装置の改良を行うものである。

本設備は、コイト電工(株)が独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、以後の保守も一貫して行っている。また、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者であるコイト電工(株)と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9092)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷却設備改修工事

## 2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

## 3 随意契約理由

本工事は、南港市場内に設置されている冷凍機設備及び冷蔵庫設備の改修を行うものである。冷凍機設備については、と畜解体後の枝肉を冷却するための冷却設備を構成する基幹機器である冷凍機の取り替え並びに作動流体の回収及び再充填を行うとともに、冷却設備全体の試運転調整を実施するものであり、冷蔵庫設備については、防熱扉の基幹部品であるレール等の歪み等があり、正常な開閉ができず、冷却機能が低下しているため、当該設備の部品取替えを行うものである。

南港市場の冷凍機設備及び冷蔵庫設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズがシステムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2006)